

栃木県消防広域化推進計画の概要

序 章

県内の市町、消防関係者及び県民の皆様から幅広く意見を伺うとともに、「栃木県消防広域化懇談会」からの提言を踏まえ、本県における市町村の消防体制の整備及び確立のためには市町村の消防の広域化が必要と判断し、「栃木県消防広域化推進計画」を策定しました。

第1章 市町村の消防の現況・課題及び将来見通し

1 市町村の消防の現況・課題

(1) 消防本部の現状

県内13消防本部（23消防署、53出張所）中、管轄人口10万未満のいわゆる小規模消防本部が3つあります。

(2) 消防需要の動向

救急出場件数、搬送件数とも増大傾向にあり、平成18年の救急搬送人員は平成9年と比べ、48.3%増加しています。

(3) 消防力の現状

消防力の整備指針における消防職員の充足率（平成18年4月1日現在）は、全国平均の76.0%に対し、本県は62.9%の状況にあり、職員数の充実を図る必要があります。

小規模な消防本部ほど、警防業務と救急業務などと、複数の業務を兼務する割合が高く、専門的体制を備えることが難しい状況にあります。特に、救急業務において迅速かつ的確な対応が困難となる可能性が高くなっています。また、救急業務の高度化に適切に対応するため、救急救命士の一層の養成を図る必要があります。

(4) 消防通信指令施設

3消防本部で消防通信指令施設（指令装置）が未整備であり、計画的な整備が求められています。

2 消防を取巻く環境の変化と将来見通し

災害や事故が多様化・大規模化の傾向にあるとともに、大規模地震の発生も予想されていることから、効果的・効率的な消防防災体制の整備が急務となっています。

今後の人口減少社会の中で、各消防本部の管轄人口が減少することにより、消防本部そのものが小規模化することが予想されます。

少子高齢化の進行により、今後、救急需要の増加・高度化が予想されます。

第2章 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

市町村は、消防を十分に果たすべき責任を有しており、消防の広域化により行財政上の様々なスケールメリットを実現させ、消防体制の整備及び確立を図ることが必要です。

2 市町村の消防の広域化の基本的な考え方

市町村の消防の広域化は、消防署所の統廃合等を目的にしているものではなく、消防本部の総務部門や指令業務の統合により生み出された要員を、現場活動要員に振り向けたり、救急・救助隊員、予防要員の専任化を向上させることによって、消防力の充実強化及び住民サービスの向上を図るために行うものです。

また、消防団については、市町村ごとに設置し、広域化の対象とはしません。

3 市町村の消防の広域化の時期

市町村の消防の広域化は、本計画の策定から5年度以内（平成24年度まで）を目途に実現することとされています。

第3章 広域化対象市町村の組合せ

市町村や消防本部の意見、栃木県消防広域化懇談会の提言及び消防広域化等検討委員会の報告書等を踏まえ、最もスケールメリットを活かせる規模の消防本部が構築できる、県内に1つの消防本部体制を推進すべきと考えます。

主な理由

住民サービスの向上、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化など、広域によるスケールメリットの最大の効果が得られること。

指令業務が一元化され、統一的な指揮命令系統の下、初動対応等の強化が図られ、大規模災害にも柔軟な対応が可能となること。

本県の地理的特性などを踏まえ、県内1つの消防本部により効果的な体制の整備が可能となること。

第4章 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項（県）

1 広域化を推進するための体制の整備

県は、消防の広域化に向けた諸課題に的確に対応するため、総合的に支援可能な体制の整備を図ります。

2 市町村への支援

県は、市町村間における合意形成のために調整を行う等、積極的に支援を行います。

第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項（市町村）

1 広域化後の消防の体制の整備

広域化後の消防本部においては、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが特に重要です。

2 構成市町村間の関係

広域消防の運営方式は、構成市町村間の協議により決定することが必要です。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

次の事項等を構成市町村で協議し、事前に決定しておくことが必要です。

(1) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール

職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること

災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有、訓練等に関する計画を策定すること

構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること 等

(2) 消防本部の位置・名称

(3) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携確保に関する事項

(4) 県の消防防災行政との関係に関する事項

第6章 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防本部と消防団との密接な連携確保を図る必要があります。

2 市町村防災担当部局との連携の確保

消防本部と構成市町村の防災・国民保護担当部局との連携確保を図る必要があります。